定款

NTN株式会社

NTN株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、NTN株式会社と称し、英文では、NTN CORPORATION と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(目 的)

- 第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 各種ベアリング及びその部分品の製造並びに販売
 - 2. 機械器具及び機械部品の製造並びに販売
 - 3. 不動産の売買、賃貸借及び管理
 - 4. 前各号に関連する事業の共同経営、投資、設備の貸与及びその他の事業
 - ② 当会社は前項の事業に関連若しくは付帯する取引又は行為をすることができる。 (公告方法)
- 第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

(機 関)

- 第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
 - 3. 執行役
 - 4. 会計監查人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、18 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己 の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、 その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す ことを請求することができる。

(単元未満株式の権利制限)

- 第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - 3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議 によって委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式 に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。

(株主名簿の備置場所)

第 12 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備

え置く。

(基準日)

- 第 13 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主 とする。
 - ② 前項その他この定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要ある場合は、取締 役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

第 14 条 当会社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式 に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほ か、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める 株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(総会の招集)

- 第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月内に、臨時株主総会は必要 に応じて随時これを招集する。
 - ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集する。
 - ③ 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

(総会の付議事項)

- 第 16 条 株主総会は、会社法に定める事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決議することができる。
 - ② 株主総会は、あらかじめ株主に通知した事項のほか、他の議事にわたることができない。

(総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役又は執行役がこれに当たる。

② 前項の取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役又は執行役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、この定款に別段の定めのある場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使 することができる。 ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当会社 に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の責任免除)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会 社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、 賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免 除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集方法)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前までに発する。ただし、 緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
 - ② 取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ないで取締役会 を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の3分の2以上が出席し、 その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第 29 条 当会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、 取締役会の決議によって選定する。

(各委員会に関する事項)

第 30 条 各委員会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の 決議によって定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第31条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

- 第 32 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。 (代表執行役及び役付執行役)
- 第33条 当会社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。
 - ② 当会社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。 (執行役の責任免除)
- 第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む)の会 社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、 賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免 除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株 主総会において再任されたものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に規定する剰余金の配当(以下「中間配当」という)をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

- 1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 18 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(昭和26年10月29日制定) (昭和31年10月30日改正) (昭和35年 4月28日改正) (昭和35年10月28日改正) (昭和37年11月14日改正) (昭和38年11月14日改正) (昭和42年 5月13日改正) (昭和42年11月18日改正) (昭和43年11月16日改正) (昭和44年 5月17日改正) (昭和46年 5月15日改正) (昭和47年11月18日改正) (昭和48年 5月17日改正) (昭和49年11月16日改正) (昭和50年 5月17日改正) (昭和57年 6月18日改正) (昭和59年 6月15日改正) (平成 元年 6月16日改正) (平成 3年 6月27日改正) (平成 6年 6月29日改正) (平成10年 6月26日改正)

(平成14年

6月27日改正)

(平成15年 6月27日改正)

(平成16年 6月29日改正)

(平成17年 6月29日改正)

- (平成18年 6月29日改正)
- (平成20年 6月27日改正)
- (平成21年 6月25日改正)
- (平成29年10月 1日改正)
- (令和 元年 6月25日改正)
- (令和 4年 6月21日改正)